

徳島県告示第三百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十二号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を次のとおり取り消した。

令和元年九月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	取消年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社かがやき	名西郡石井町高川原字桜間 二二三番地三	ヘルパーステーションか がやき	名西郡石井町高川原字桜間 二二三番地三	訪問介護	令和元年八月三十 日